

賛助会員規定

第1条 一般社団法人 東部日本ボールルームダンス連盟(以下「本法人」という。)の定款第6条第6号に規定する賛助会員は、本法人の目的に賛同し、事業の推進を援助する意志を有すると認められた者とする。

第2条 賛助会員となるには、他の社員1名の推薦を得た上で、所定の申込書(別票)を代表理事宛に提出して、理事会の承認を得なければならない。

第3条 賛助会員は、本規定に定める年会費を納入しなければならない。

- ① 金額 1口100,000円(1口以上何口でも可能)
- ② 納入時期 入会日を含む当該事業年度の末日まで
- ③ 返還について 理由を問わず納入された年会費は返還しない。

第4条 本法人は、賛助会員に対して、日本インターナショナル選手権、スーパージャパンカップ選手権、本法人が所管するJBDFダンス選手権大会等の各競技会の観戦案内及びタイムスケジュールを通知する。

第5条 前条の観戦を希望する賛助会員に対しては、観戦席を指定して確保し(原則として1席とする。)、当該競技会のプログラム等を交付する。但し、観戦は有料とする。

- 2 本法人の主催する競技会は原則として無料とする。

第6条 賛助会員は、代表理事に退会届を書面で提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 賛助会員は、第3条の年会費の支払を2年以上怠った場合は、その資格を喪失する。

第7条 本規定の改正は、理事会の決議による。

付則 平成26年11月27日 理事会承認